

令和3年度

**第16期第2回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和3年4月27日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和3年4月27日(火) 午前10時から11時5分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 令和3年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について
- 2 議案2 三重県資源管理方針の変更について
- 3 報告事項1 三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
- 4 報告事項2 漁業に関する協定に係る報告事項について
- 5 その他 (1) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一	矢田和夫	掛橋 武	小川和久	藤原隆仁
永富洋一	濱田浩孝	田邊善郎	濱中一茂	秋山敏男
古丸 明	木村妙子	千田良仁	大倉良繁	

欠席委員

木村那津子

事務局

事務局長	林 茂 幸
主幹	増田 健
主査	藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

課長補佐兼班長	勝田孝司
係長	堀 明子

(漁業調整班)

副参事兼班長	南 勝人
主幹兼係長	森田和英

傍聴者

なし

計 21 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第2回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、1名欠席で、出席委員が14名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、永富委員と千田委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「令和3年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。1-1ページにありますようにこのことについて令和3年4月8日付農林水第24-5号で三重県知事から諮問書が提出されております。沿岸漁場整備開発法第18条の規定により、当委員会の意見が求められているものです。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いいたします。

○水産資源管理課（堀係長）

今回諮問するポイントを1-17ページにお示ししております。放流効果実証事業は生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより、放流した水産動植物の増殖による漁業生産の増大について経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対して普及する事業です。県知事は沿岸漁場整備開発法第15条の規定により、放流効果実証事業を実施する者として一法人に限って指定することができ、三重県では公益財団法人三重県水産振興事業団を指定法人としております。指定法人は法第17条の規定により、毎年業務実施計画を作成し、県知事の認可を受ける必要があります。なお、計画には、(1)事業の対象とする水産動物の種類、(2)その種類ごとの放流場所、時期、数量、その他の放流の実施に関する事項、(3)業務の実施に関する事項の3点を定めることとなっており、(3)業務の実施にかかる事項として、ア対象水産動物の増殖による漁業生産の増大にかかる経済効果の実証、イ対象水産物の成長を助長するための協力要請、ウ漁業協同組合等への事業成果の普及について定めることとなっております。

また、法第18条の規定により、県知事は指定法人から事業実施計画の認可の申請があった場合には沿岸漁場の事情に精通した海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない

とされていますので、今回諮問しております。

なお、法第 19 条の規定により、(1) 実施計画が県の栽培漁業基本計画の内容に適合するものであること、(2) 業務を適正かつ確実な実施のために適切なものであること、(3) 県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであることの 3 点を満たす場合は認可をしなければならないと定められております。参考として 1-18 ページに第 7 次三重県栽培漁業基本計画の抜粋、1-19 ページに沿岸漁場整備開発法の抜粋を付けております。事業団からの認可申請書は 1-2 ページから 1-16 ページです。

それでは業務実施計画について詳しくご説明いたします。1-3 ページをご覧ください。昨年度の業務実施計画と計画内容に変更はございません。まず、放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類はマダイとヒラメです。この魚種の選定理由については 1-7 ページにお示ししております。この 2 種は魚価が高く、地域沿岸漁業の重要な魚種であること、マダイは昭和 63 年度から、ヒラメは昭和 62 年度から種苗生産を開始しており、安定的な量産が可能であること、更に本県にはマダイ、ヒラメの生息適地が多く、伊勢湾口地域が主産卵場と推定され、放流適地とも推定されていることから、大量に継続放流することにより、資源の維持増大が期待されるということで選定しております。

対象水産動物の放流に関する事項を 1-8 ページにお示ししております。放流種苗についてマダイは三重県尾鷲栽培漁業センターで生産された 60 万尾、ヒラメは三重県栽培漁業センター浜島で生産された 20 万尾の 2 種を予定しています。マダイは 2 月から種苗生産を開始し 4 月上旬から中旬には平均全長 30mm に達します。この種苗を尾鷲栽培漁業センターで平均全長 60mm まで中間育成し、5 月中旬から下旬に放流を予定しております。ヒラメは 2 月下旬から種苗生産を開始し 4 月中旬から下旬には平均全長 30mm に達します。この種苗を尾鷲栽培漁業センターと伊勢湾南部中間育成施設で平均全長 70 mm から 80mm まで中間育成し、5 月下旬から 6 月中旬に放流を予定しています。なお、放流数量は中間育成中の減耗を考慮して、マダイ 50 万尾、ヒラメ 16 万尾を予定しております。

1-3 ページに魚種ごとの地区別の放流場所、時期、数量その他の放流の実施に関する事項について示しております。マダイは浜島沿岸に 13 万尾、度会沿岸に 20 万尾、熊野灘沿岸に 17 万尾の放流を予定しております。ヒラメは伊勢志摩沿岸に 9 万 6 千尾、度会沿岸に 4 千尾、熊野灘沿岸に 6 万尾の放流を予定しております。1-13 ページと 1-14 ページにマダイとヒラメについて令和 2 年度の放流箇所の実施箇所図を添付しています。それらを参考にしながら放流場所を調整していますのでご了承いただきたいと思います。1-4 ページの 3 対象水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証についてご説明いたします。経済効果の実証については主要生産市場で水揚げされる対象魚について、水揚げ数量、金額及び放流魚の混入率等について調査し、県水産研究所の助言を受けながら放流効果の解析を行っています。このことについてもう少し詳しく現状を示す資料として 1-5 ページをご覧ください。マダイは昭和 63 年度以降に実施した標識放流魚の再捕報告の結果から漁獲量が安定していることがわかり、今後も種苗放流を継続的に実施するこ

とにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されます。放流効果把握のため、安乗、波切、贅浦、奈屋浦、紀伊長島の5つの市場で月2回程度の調査を実施しています。統計資料等整理されたデータのある直近5カ年の放流魚の漁獲状況は表のとおりで、5カ年の平均漁獲金額は約2,930万円、平均種苗放流経費、県側の種苗買取価格プラス中間育成費プラス運搬費等は約2,000万円でした。これにより年間の放流効果としては930万円となり、漁獲に要した経費を経費率40%で差し引くと約290万円の経費超過と算出されます。今後はいっそう経費の削減に努めてまいります。なお、経費率40%は平成5年3月太平洋中ブロック三重県資源管理推進指針、平成9年事業団報告書の値を使用しております。

1-6ページをご覧ください。ヒラメは昭和62年度から種苗放流を続け、放流当初からの漁獲量と比較しますと4倍近くになっております。このため今後も継続することにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。マダイと同様、経済効果の実証を行っており、データのある直近5カ年の放流魚の平均漁獲金額は約1,460万円であり、平均種苗放流経費は約740万円ですので、年間放流効果としては約720万円ですが、マダイと同様に漁獲に要した経費を経費率40%で差し引くと約140万円が経済的余剰と算出されます。またこの他、流通関係者や遊漁関係者等への波及効果もあるとされています。

再び業務実施計画に戻っていただき、1-4ページ、3. 経済効果の実証2)以降でございます。種苗放流にあたっては漁業者の自主的な参加を呼びかけ、栽培漁業に対する意識の醸成に努めるとともに水産研究所にも調査協力を要請するとしています。4. 対象水産動物の成長を助長するための協力要請としては前年度同様、研修会の開催やパンフレット等で呼びかけを行っていくとしています。また、5 事業成果の普及については三重外海域栽培漁業推進協議会や事業団の成果報告会で市町、漁協、県関係者を対象として事業成果の普及に努めていくとしています。以上のようなかたちで今年度も進めさせていただきたいと思っています。

説明は以上です。放流効果実証事業による業務実施計画について、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○浅井会長

ただいまの説明について何かご意見ございませんか。

○秋山委員

実施計画について特に異論はないんですけど、少し教えていただきたい。1-5ページのマダイの漁獲量の推移です。近年漁獲量が減少ぎみに少しずつ減っているように見えるんですけども、これはどのような理由でしょうか。資源量の減少かそれとも漁獲努力量の減少か、要するに獲る船の数が減っているのでしょうか。

○水産資源管理課（勝田課長補佐）

徐々に減っていているようなんですが、実際、漁獲努力量につきまして、漁業者が減ってきておりますのと単価が安くなってきておりますので、メインで獲りに行く人がちょっとずつ減っている可能性があります。詳しい資料までは見ておりませんので、はっきりしたことは言えませんが、おそらくそういうことで漁獲量はちょっとずつ減っているというようなことになるとと思います。放流がされ始めた昭和 60 年代と比べると、資源は比較的増加した状態で安定していると思います。最近の資源評価の資源水準は中位横ばいです。

○秋山委員

ありがとうございます。

○浅井会長

他にご意見はありませんか。

ヒラメについて、30 何年前でしたか東京での何か発表会だったと思うんですけど、福島県が 100 万匹放流しとるんやと聞いて、これを日本全国が放流をした時には単価はどうなるんですかと質問したんですよ。あの当時 1 kg で 3,500 円位していました。今三重県のヒラメの漁獲すごいですね。特に石鏡なんかすごいいらメいるね。

○永富委員

そうですね。放流効果だと思います。

○浅井会長

単価下がりましたね。

○永富委員

天然が安い時は 700 円位。

○藤原委員

関連して行政に聞きたいんですけど、1 - 5 ページのマダイの調査地点は安乗から長島の 5 市場の数字っていう読み方でいいのかな。他の伊勢湾口や尾鷲地区とか熊野地区の市場のタイの漁獲データはここには反映されていない解釈でよいかな。

○水産資源管理課（堀係長）

はい。

○藤原委員

タイやヒラメは非常に移動性がある。伊勢湾口から熊野、紀南地区まで含めた全県下の

データ等を合わせると相当な数字になってくると思います。

○古丸委員

今の質問に関連して、1－5ページのグラフに出ている漁獲量はまとめて示されていますが、安乗、波切、贅浦、奈屋浦、長島で調べておられて、その傾向の違いがあるかどうか、合算されるとどこで効果があってどこで低いのかというのが分からないのでそういうのを見たいのですが。

○水産資源管理課(勝田課長補佐兼班長)

今、漁場別というか市場別の水揚げデータがございませんので、次回のこの時にでも説明させていただきたいと思います。

○古丸委員

それで結構です。どこで放流したのがどこへ行って漁獲されているのか。それが資源量の増大なのかあるいは漁業者の動向がどう変わっているのかなどをちょっと見てみたいと思いましたので。

○藤原委員

この放流事業は外海域でも内海でも漁業者が事業団に報告を書くよね。あの中でタイの放流リストもあるんやけども、各市町の負担とか県の持っている漁獲データによって地元負担金に若干差が出てくるやんか。ああいうのが漁獲データをもとにした漁業者負担の行政別の負担率を変えてるという意味でいいんやろ。古丸委員の求めるデータもそういう意味のデータですよ。

○古丸委員

そうですね。

○永富委員

養殖マダイの質が昔は悪かったが今は素晴らしいのができる。それで天然のはいらんのやさかい。市場へ出しても安い時あるもんね。馬鹿馬鹿しくて獲らん人が多くなってきた。私ら若い時は、天然の1匹獲るとそれが3kgあった。最高の時は1kgで1万円いった。3万やったらその時は1週間は食われたんや。今はもう3kgあっても千円もしやへん時ある。だから馬鹿馬鹿しくて獲らへんねん。

○浅井会長

他にご意見はありませんか。

それでは、議案1については計画は適切であると認めてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議が無いようですので、議案1については計画は適切であると認める旨答申することとします。

続きまして、「議案2 三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 (増田主幹)

資料2をご覧ください。2-1 ページにありますように、このことについて令和3年4月15日付農林水第24-1011号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第14条第10項で準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回はくろまぐろの内容に係る諮問です。内容については水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○水産資源管理課 (勝田課長補佐)

今回諮問いたしました三重県資源管理方針の変更の内容についてご説明する前に、新しく委員になられました方もみえますので、漁業法の改正もあり漁獲可能量の管理について簡単にご説明します。資料2ではなく資料3-6ページの法改正に伴うTAC(漁獲量管理)管理の変更点を見てください。この資料は漁業法改正の前と後で漁獲可能量の管理が変わりましたので、その変更点を示したものです。漁獲可能量の管理は、大きく分けると国が管理するものと都道府県が管理するものに分けられ、この表は三重県が管理するものについて記載しています。漁業法が12月に改正され、改正前までの管理は「これまで」と書いてある縦の列を見てください。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を根拠法令として漁獲可能量、いわゆるTACが設定されていきました。この中身を規定していたものが、三重県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画であり、この中で魚種ごとに県全体、もしくは漁業種類ごとの漁獲の上限等が決められていました。三重県のTAC対象魚種は、マイワシ、マアジ、サンマ、スルメイカ、マサバ及びゴマサバ、クロマグロがTAC対象種となっており、ほかに漁獲可能努力量、いわゆる操業制限がかかっている魚種としてトラフグがありました。管理対象漁業種類は、対象魚種の漁獲量の大部分を占める漁業が対象でした。漁獲量の報告や漁獲に対する指導、勧告、例えば漁獲が多くなったら、「枠を超えそうだからやめてくださいね」、等の指導はこれまでの計画の中ではクロマグロのみが対象となっていました。これが12月の漁業法改正に伴い、管理の方法が若干変わり「これから」の列の内容になりました。根拠法令が漁業法となり管理方法等の規定は三重県資源管理方針で定める事になりました。対象となる魚種につきましては、これまでの魚種に加え今後増える見込みです。カタクチイワシなどが三重県としては関係してくると思われま。国は日本全体の漁獲量のかなりの割合まで上げていきたいとの思いがあるそうです。管理対象漁業種類につきましては、対象魚種を採捕するすべての漁業が対象になります。

漁獲量の報告につきましては、これまでクロマグロのみ報告義務があったものが、すべてのTAC対象魚種に報告義務が生じてきます。助言、指導又は勧告や採捕停止命令もすべてのTAC対象業種になり管理が厳しくなります。

現在、計画で規定する管理期間が終わった魚種から順次資源管理方針に移行しており、今も残っているマサバ及びゴマサバを除きすべて資源管理方針に移行しています。マサバ及びゴマサバにつきましても資源管理の管理期間が6月末ですので7月からは資源管理方針による管理に変わることになります。

資源管理方針について簡単に説明します。3-6ページ右下に資源管理の内容があります。資源管理方針の本文は、資源管理に係る基本事項を書き、資源管理方針の別紙という形で漁種別管理に係る事項を定めます。漁獲可能量につきましては、告示で漁獲する漁獲できる数量を定めて公告する3本の形となります。

今回の諮問内容について説明します。2-8ページに変更のポイントを記載してあります。今回の諮問は、資源管理方針の別紙1-5のくろまぐろ小型魚、1-6のくろまぐろ大型魚の内容を変更するものになります。資源管理方針では他に別紙としまして、魚種別に、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、するめいかの管理方針を定めており、知事管理の対象漁業としましては、さんまを例にとりますと三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業のうち、三重県以外の北海道や大臣許可で営む漁業を除いたものですから、県内に事業所等があり他に許可をもらっていない者が採捕する漁業が都道府県の管理になります。例えばさんまにつきましては、北海道の許可や大臣許可で漁獲されたものにつきましては、その数量の管理は北海道や大臣の管理とされ、そちらに数量が計上されることとなります。ただ、くろまぐろにつきましては、漁獲する者、いわゆる属人について数量管理がされており、その中でも大臣管理区分につきましては大臣管理で数字を計上するんですけど、他の都道府県の許可で漁獲されたものは三重県の管理で数量計上する必要があります。このため、「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」と「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」について第2の4（1）②対象とする漁業の「三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。」という記載から「三重県以外の都道府県又は」を削除するものです。他の都道府県で許可を受けた事例がありますし、今後も出てくる可能性があり正確な記述に修正します。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○浅井会長

ただいまの説明について何かご意見はございませんか。

○藤原委員

今までまぐろを管理する時は、三重県の漁業者が他県の例えば静岡県に水揚げした場合は、水揚げは三重県の人がやっても獲ったのは静岡県の水揚げ実績になる訳やろ。三重県の割当が何故少ないのか外湾漁協が中心となって水揚げ実績を調べたら、他県への水揚げが三重県の水揚げになってないから三重県には全国からの割当てが少なくなってきたという問題があったと聞いています。今の説明やと三重県の漁業者がくろまぐろを追いかけて、東京へ揚げようが和歌山へ揚げようが、三重県の漁業者が獲ったものは三重県の漁獲の中

へ入れるという改革でいいんやろ。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

改革というか、方針を作るときにその部分を充分確認してなかったことがあります。そのためまぐろにつきましては、大臣管理のもの以外はすべて所属する都道府県のものに集計していくと文面を修正したいということになります。このような事例は無いと思われていましたが、実例があり修正させていただくことになります。

○浅井会長

他にご意見ありませんか。

それでは議案2については、県原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議が無いようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして報告事項1「三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。まさば及びごまさばの漁獲可能量についての報告です。内容につきましては、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐）

報告内容のポイントを3-7ページに記載しました。今回の報告につきましては、先に説明しました三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更についてのご報告です。計画には海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、まいわし、まあじ、さんま、するめいか、まさば及びごまさば、くろまぐろ、とらふぐについて県が管理する資源管理の基本事項、魚種別の管理事項や漁獲可能量が定められております。変わった理由としましては、4月に入り中型まき網漁業においてまさばが大量に漁獲されましたので、まさば及びごまさばについて、令和3年6月末まで管理期間がある中で、計画に定める漁獲可能数量の75%を超えました。国が75%超えた場合のルールを作っており、国の定めたルールに従い、国が配分を留保している枠から漁獲可能数量の追加配分8,000トンを得ることができました。通常、計画を変更する場合につきましては、その内容について海区漁

業調整委員会への諮問が必要になるんですが、今回は国のルールに従いまして自動的に追加配分を受けたということになりますので、海区への諮問がいらぬ報告になっております。令和2年12月1日に改正漁業法が施行され、資源管理方法等の県の規定が三重県資源管理方針に移行しておりまして、現時点では計画として残っているのはまさば及びごまさばのみです。このまさば及びごまさばも計画の管理期間が令和3年6月末であることから、7月以降は資源管理方針に移行されることとなります。5月又は6月に資源管理方針の変更として海区委員会への諮問等をさせていただくこととなりますので、その時にはよろしくお願い致します。

変更した計画の内容を説明しますので3-1ページご覧ください。右は変更する前、左が変更した後になり、中段の表のまさば及びごまさばの右側、知事管理量の25,000トンにアンダーラインがありますが、それが8,000トン増えて33,000トンになります。この計画の中には漁法別の割当て数量もございます。3-2ページをご覧ください。中型まき網漁業の令和2年の23,500トンが8,000トン増えたことにより31,000トンとなっております。この31,000トンの計算の方法ですけれど、これにつきましては(注2)の一番下のポツに書いてありますが、簡単に言いますと変更前の比率に合わせて増加した時も増やしますと言うことです。

報告は以上です。

○浅井会長

ただいまの説明について、ご意見ありませんか。

○千田委員

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更ということなんですけど、今度新しく方針が出来れば無くなりますよね。

○水産資源管理課(勝田課長補佐兼班長)

はい。

○千田委員

そうなった時に、今後こう言うルールっていうのかな、新しい方針の時にも75%を超えてというルールを発動したら、報告でこの計画を修正する作業が出てくるのか聞きたいんですけど。

○水産資源管理課(勝田課長補佐兼班長)

方針に移行した場合につきましては、この計画自体が事実上終わることになります。方針の内容について告示をして数量管理をしておりますが、こちらの修正になっていくと思います。国の留保枠につきましては、去年くらいからそのやり方によって変わっておりますので、しばらくこの様な形で含もうと思います。

○浅井会長

他にありませんか。

続きまして、報告事項2「漁業に関する協定に係る報告事項について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。

漁業に関する協定に係る報告事項について、内容につきましては水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（森田主幹）

渥美半島沖と志摩半島沖の漁業秩序の確立と、水産資源の保存及び合理的利用のために愛知・三重両県の行政と海区の4者で平成23年に協定を結んでおります。前回4月1日の委員会にて資源専門家委員会と紛争処理委員会について、海区漁業調整委員会選出の委員を決めていただきました。この度、愛知の資源専門家委員会と紛争処理委員会の委員構成が決定したと連絡がありましたので、三重県の構成委員も含めてご報告させていただきます。

4-1ページをご覧ください。資源専門家委員会の構成一覧です。まず三重県は水産資源の学識者といたしまして、昨年に引き続き水産研究所の青木研究管理監、県水産行政職員といたしまして、異動により水産資源管理課にまいりました勝田班長、海区漁業調整委員会委員としましては、昨年の平賀委員に代わり新たに選出していただきました秋山委員、漁業関係者といたしまして、引き続き鳥羽磯部漁業協同組合答志支所の中村委員長の4名となっております。

○藤原委員

6月15日に答志支所の中村委員長は交替することになっています。

○水産資源管理課（森田主幹）

わかりました。またその時期になりましたらご相談させていただきたいと思います。続きまして愛知県は、水産資源の学識者といたしまして引き続き水産試験場の植村主任研究員、県水産行政職員といたしまして、引き続き水産課の白木谷課長補佐、海区漁業調整委員会委員といたしまして、船越委員に代わり新たに岩田委員が選出され、漁業関係者とい

たしまして、引き続き西三河漁業協同組合の稲垣組合長となっております。

続きまして、4-2ページの資源専門家委員会の設置要綱をご覧ください。第2条所掌事項といたしまして、先程の8名の委員におかれましては、(1)渥美半島沖、志摩半島沖における水産資源の保存及び合理的な利用、管理のための水産資源に関する調査の推進に係る審議、(2)適用海域における相互に関心のある水産資源及び漁業についての許認可状況、漁獲状況、資源状況に関する事項及びその他両県漁業者の協力に関する事項に係る情報交換、(3)水産資源の保存及び管理に関する愛知・三重連合海区漁業調整委員会への提言の3点について所掌いたしまして、年1回意見交換をしていただいております。

4-3ページが紛争処理委員会の委員構成です。

まず三重県は海区漁業調整委員会委員といたしまして、昨年の小林委員に代わり木村那津子委員、漁業関係者といたしまして、鳥羽磯部漁業協同組合の藤原常務理事と三重外湾漁業協同組合の畑代表理事専務、県水産行政職員といたしまして、異動により水産資源管理課にまいりました南班長です。

愛知県は海区漁業調整委員会委員といたしまして、昨年に引き続き小林委員、漁業関係者につきましても、昨年に引き続き蒲郡漁業協同組合の山本組合長と愛知県漁連の和出常務理事、県行政委員といたしまして、水産課の堀木課長補佐が新たに就任されております。

4-4ページが紛争処理委員会設置要綱です。第2所掌事項として(1)愛知県と三重県の漁業者及び漁船の航行、操業の安全の確保、海上における正常な操業秩序の維持並びに海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、必要な指導とその措置に関する調査と審議、(2)漁業における紛争処理に関する愛知・三重連合海区漁業調整委員会への提言の2つを所掌いたします。ただし、第4でこの委員会につきましましては、愛知県、三重県、愛知海区漁業調整委員会又は三重海区漁業調整委員会いずれかの申し入れにより開催するとなっております、これまで開催はされていませんが必要に応じて開催することになっております。

報告は以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○大倉委員

4-3ページの三重県の委員名簿で藤原委員が漁業関係者として選出されておりご苦労さまです。ただ設置要綱の委員構成は海区調整委員会委員が1名、漁業関係者が2名となっています。藤原委員の備考欄の三重海区漁業調整委員会委員という記載は、木村委員が務める海区調整委員会委員と紛らわしくなるんじゃないかと思っておりますので、やはり漁業関係者として選出されている部分を明確にしたほうがいいんじゃないかと思っております。要綱の中に明確にきちっと1名2名となっておりますので、ちょっと気になります。

○水産資源管理課（森田主幹）

表現を変えさせていただきます。

○藤原委員

愛知県をみると漁業関係者と漁連から委員が選任されており、漁業者代表として永富組合長や三重県漁連の常務等を選任していただければバランスもとれると思いますので、そこからは検討をお願いしたい。

○水産資源管理課（森田主幹）

わかりました。改めて総会等の結果などをみて、ご相談させていただきたいと思います。

○浅井会長

他にありませんか。

続きまして、その他事項1「次回の委員会日程について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

5月26日(水)10時から 吉田山会館 第206会議室

議題（予定）

宝石さんごの採捕に関する委員会指示

資源管理方針の変更

太平洋広域漁業調整委員会の開催

○浅井会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。